

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月27日（火）

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

1 概要及び日程等

（1）調達件名

令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

（2）履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

（3）履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

（4）契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

ただし、予算決算及び会計令第85条に基づく低入札価格調査基準を設ける。

（5）入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

（6）入札説明会の日時及び場所

実施しない

（7）競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和8年2月24日（火）17時00分

（8）入札書の提出期限

令和8年2月25日（水）15時00分

（9）開札の日時及び場所

令和8年2月26日（木）14時00分 鹿児島合同庁舎1階 第1会議室

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当：中島

電話：099-223-8275（内線：102）

Mail:nakashima-daisuke.5z1@mhlw.go.jp

上記の交付場所及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条各号に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」（営業品目：建物管理等各種保守管理）の B 等級、C 等級又は D 等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間に次の（⑤及び⑥については 2 保険年度）保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (7) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (10) 警備業法第 4 条に係る認定を受けている警備業者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金及び契約保証金

免除

(3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5)契約書作成の要否

要

原則、契約書の締結は電子契約による。ただし、電子契約により難い者は、紙による契約書作成を認める。

(6)落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7)手続における交渉の有無

無

(8)その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。



利用開始方法

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧いただき、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡単な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくともマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザーを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参考ください。

□ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいたても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受け付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達(GEPS)

ジープス

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

□ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項(経営規模、経営状況等)のほか、発注者が独自に主観的事項(工事実績、総合評価の技術評価点等)の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局(施設部門に限る)

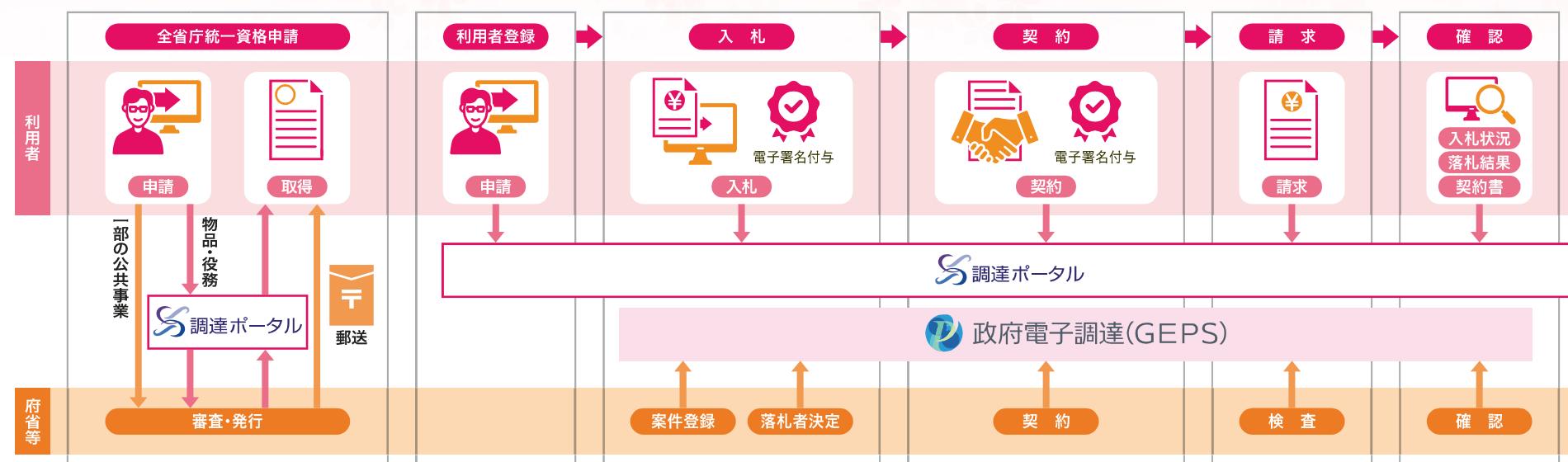


全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札・契約・請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事ができます。
※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要※

電子署名により手手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。
※法令で義務のある場合を除きます。

入札説明書

令和 8 年度 駐車場管理業務

(鹿児島公共職業安定所外 3 所)

鹿児島労働局総務部総務課

○鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和8年1月27日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

○契約担当官等　　支出負担行為担当官　鹿児島労働局総務部長　堀池　岳

個別事項

1 概要及び日程等

(1)調達件名	令和8年度 駐車場管理業務(鹿児島公共職業安定所外3所)	
(2)履行期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)	
(3)履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所	
(4)契約方法	一般競争入札(最低価格落札方式)	
(5)競争参加資格の等級	令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」(営業品目:建物管理等各種保守管理)の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。	
(6)入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで(入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)	
(7)入札説明会の日時及び場所	実施しない	
(8)競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和8年2月24日(火)	17時00分
(9)入札書の提出期限	令和8年2月25日(水)	15時00分
(10)開札の日時及び場所	令和8年2月26日(木)	14時00分 鹿児島合同庁舎1階会議室(鹿児島市山下町13-21)
(11)質問の期限	令和8年2月16日(月)	17時00分
(12)低入札価格調査基準額の設定の有無(予定)	有	
(13)入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。	

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当:中島

電話:099-223-8275 (内線:102) Mail:nakashima-daisuke.5z1@mhlw.go.jp

3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

上記2照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。(セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため)

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された参加者へもメール等で共有する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「II 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていかなければならない。

(1) 前記競争参加資格の等級を有していること。

(2) 警備業法第4条に係る認定を受けている警備業者であること

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各1部)

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式－1）

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式－2）

※ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③ 保険料納付に係る申立書（入札説明書様式－4）

④ 入札書（紙入札での参加者は、入札説明書様式－5を提出）（代理人が紙により入札する場合には、委任状（入札説明書様式－6）を併せて提出する必要がある。）

⑤ 警備業法第4条に係る認定を受けていることが分かる書類（写しでも可）及び実際に業務に従事する予定の者の交通誘導警備業務（2級以上）合格証明書の写し

6 支払条件

契約書案（入札説明書別紙）記載のとおり。

7 契約日等

本調達に係る契約締結日は令和8年4月1日を予定している。ただし、当該予定日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

（以下この頁余白）

II 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570 - 014 - 889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「I 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあっては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- ※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者
- ※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

（3）再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

（4）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

（1）競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式－3」を提出すること。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。ただし、「I 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書（入札説明書様式-5（2））の提出については、スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札説明書様式-8）を上記I個別事項Iの（8）の日時までに提出すること。

また、「入札説明書様式-5」により作成した入札書を持参又は郵送しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」

が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き（16（3）参照）に使用される。

（3）電話、電信等による提出は認めない。

（4）入札書を直接提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『**令和8年2月26日開札「令和8年度駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）の入札書在中」**』と朱書きしなければならない。

入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『**令和8年2月26日開札「令和8年度駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）の入札書在中」**』を朱書きし、入札書を中封筒に入れて封をし、その封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記I個別事項2照会窓口宛に入札書の提出期限までに到着するように送付すること。

（5）代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式-6（1）」及び「入札説明書様式-6（2）」による代理委任状を提出しなければならない。

（6）前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。

（7）委任状の日付は提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

（1）本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（2）次に掲げる入札書は無効とする。

- ① 入札書に記名がされていないもの
- ② 入札金額を訂正したもの
- ③ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
- ④ 同一の者による入札が複数あるもの
- ⑤ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
- ⑥ 顕名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの

⑦ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの

(3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式－2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

(4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。

(6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

(1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

(2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

(3) 紙による入札者又はその代理人は、当局職員が示す再度入札日時までに再入札書等

【入札説明書様式－5（3）及び（4）】を提出すること。

- （4）電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札書積算内訳書【入札説明書様式－5（4）】を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。
- （5）再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- （1）入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があるため留意すること。
- ① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。調査に当たって求める資料は以下のとおり。）
- ・当該価格により入札した理由及び積算の妥当性が分かるもの（価格内訳書、工程表を含む）
 - ・契約の履行体制
 - ・契約期間中における他の契約請負状況
 - ・手持機械その他固定資産の状況
 - ・国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況（※契約実績）
 - ・経営状況（設立・営業品目・資本金等（直近の財務諸表、全部事項証明））
 - ・信用状況（※資金不払い及び下請代金支払遅延状況等）
 - ・個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制）
- ② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められる場合
- （3）落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行

い、落札者を決定する。

(4) 入札書に記載された入札金額と入札積算内訳書の合計金額に相違がある又は入札積算内訳書に計算誤りがある場合

- ① 入札書に記載された入札金額で入札したものとする。
- ② 落札者は速やかに品名、数量、単価及び金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。契約金額内訳書の様式は適宜とする。
- ③ 落札者は契約金額内訳書の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を取り交わす。

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、当該日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

なお、電子契約書による契約を希望する者は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

(3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

(5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式－7」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 契約金額内訳書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに契約金額の内訳を提出しなければならない。
- (2) 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断される場合は、支出負担行為担当官は説明を求めることがある。

23 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

24 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎ 様式等

- ・入札説明書様式－1 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・入札説明書様式－2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・入札説明書様式－3 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について
- ・入札説明書様式－4 保険料納付に係る申立書
- ・入札説明書様式－5 (1) 入札書
- ・入札説明書様式－5 (2) 入札積算内訳書
- ・入札説明書様式－5 (3) 再入札書
- ・入札説明書様式－5 (4) 再入札積算内訳書
- ・入札説明書様式－6 (1) 委任状
- ・入札説明書様式－6 (2) 委任状(復代理人用)
- ・入札説明書様式－7 (1) 再委託承認申請書
- ・入札説明書様式－7 (2) 再委託変更承認申請書
- ・入札説明書様式－7 (3) 履行体制図届出書
- ・入札説明書様式－7 (4) 履行体制図変更届出書
- ・入札説明書様式－8 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・入札説明書別紙 契約書(案)
- ・別冊 仕様書

(以下この頁余白)

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日
住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　年　月　日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ）

年　月　日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－2別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

入札説明書様式 – 2別添

役員の氏名及び生年月日

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

[提出期限]

令和8年2月24日（火）17時00分

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

[提出期限]

令和8年2月24日（火）17時00分

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

所在地

名称

代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

入札説明書様式－5 (1)

[提出期限]

令和8年2月25日（水）15時00分

入札書

—

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代理人

支出負擔行為相當官

鹿田良學勵局総務部長 殿

電子くじ番号
(任意の数字3桁を記入)

(注)「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

入札積算内訳書

	鹿児島公共職業安定所	鹿屋公共職業安定所	国分公共職業安定所	伊集院公共職業安定所
4月の予定 稼働日数	21	21	21	9
4月の金額 (税抜)				
5月の予定 稼働日数	18	18	18	7
5月の金額 (税抜)				
6月の予定 稼働日数	22	22	22	4
6月の金額 (税抜)				
7月の予定 稼働日数	22	22	22	5
7月の金額 (税抜)				
8月の予定 稼働日数	20	20	20	4
8月の金額 (税抜)				
9月の予定 稼働日数	19	19	19	5
9月の金額 (税抜)				
10月の予定 稼働日数	21	21	21	4
10月の金額 (税抜)				
11月の予定 稼働日数	19	19	14	4
11月の金額 (税抜)				
12月の予定 稼働日数	20	20	0	4
12月の金額 (税抜)				
1月の予定 稼働日数	19	19	0	4
1月の金額 (税抜)				
2月の予定 稼働日数	18	18	0	4
2月の金額 (税抜)				
3月の予定 稼働日数	22	22	0	5
3月の金額 (税抜)				
小計 (各安定所ごと・税抜)				
合計 (入札金額・税抜)				

再 入 札 書

¥
（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること）

入札件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注)「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

再入札積算内訳書

	鹿児島公共職業安定所	鹿屋公共職業安定所	国分公共職業安定所	伊集院公共職業安定所
4月の予定 稼働日数	21	21	21	9
4月の金額 (税抜)				
5月の予定 稼働日数	18	18	18	7
5月の金額 (税抜)				
6月の予定 稼働日数	22	22	22	4
6月の金額 (税抜)				
7月の予定 稼働日数	22	22	22	5
7月の金額 (税抜)				
8月の予定 稼働日数	20	20	20	4
8月の金額 (税抜)				
9月の予定 稼働日数	19	19	19	5
9月の金額 (税抜)				
10月の予定 稼働日数	21	21	21	4
10月の金額 (税抜)				
11月の予定 稼働日数	19	19	14	4
11月の金額 (税抜)				
12月の予定 稼働日数	20	20	0	4
12月の金額 (税抜)				
1月の予定 稼働日数	19	19	0	4
1月の金額 (税抜)				
2月の予定 稼働日数	18	18	0	4
2月の金額 (税抜)				
3月の予定 稼働日数	22	22	0	5
3月の金額 (税抜)				
小計 (各安定所ごと・税抜)				
合計 (入札金額・税抜)				

[提出期限]
令和8年2月25日（水）15時00分

委任状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人） 住 所
所属（役職）
氏 名

記

1. 入札件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）
2. 委任事項：
 - （1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - （2）復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

入札説明書様式－6 (2)

[提出期限]
令和8年2月25日（水）15時00分

委 任 状
(復代理人用)

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(復代理人) 住 所
所属(役職)
氏 名

記

1. 入札件名：令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）
2. 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

入札説明書様式－7 (1)
番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

再委託承認申請書

令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

1 再委託の相手方

住所

氏名

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力

5 再委託を行う金額

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

入札説明書様式－7（2）

番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住所
商号
代表者氏名

再委託内容変更承認申請書

令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

入札説明書様式－7（3）

番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住所
商号
代表者氏名

履行体制図届出書

契約書第14条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

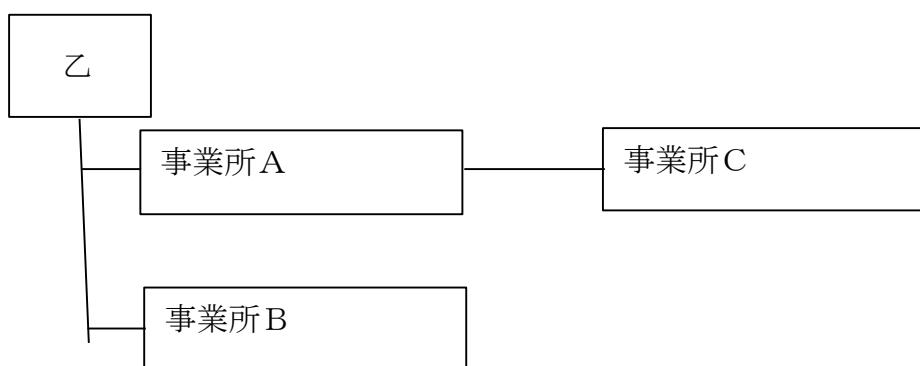
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都○○区・・・		
B			
C			



入札説明書様式－7 (4)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第14条第2項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

入札説明書様式－8

[紙入札申出提出期限]

令和8年2月24日（火）17時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和8年度 駐車場警備業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

3 政府電子調達システムの導入予定時期

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

[紙入札申出提出期限]

令和8年2月24日（火）17時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

- ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・電子調達システムの導入について検討中であるため

3 政府電子調達システムの導入予定時期

令和〇年〇月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

入札説明書別紙

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
契約金額の内訳は、契約書別紙「契約金額内訳」とおりとする。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13-21
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長〇〇〇〇

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別冊「令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る再委託承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る再委託変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図届出書を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出を書面により甲に提出し、承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求

めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第7条 本契約における役務の提供等が、甲又は乙の責に帰さない事由により、履行されなかったときは、履行されなかった時間数に応じ、4.契約金額に定める契約金額について、時間割計算により算出した金額（円未満切捨て）を減額する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 甲は、乙から業務完了通知を受けた日から10日以内に甲の指定する検査職員により検査を行い、合否を判定する。その後乙は甲へ契約書－別紙1－1「業務完了報告書」を提出するものとする。(令和8年12月分からは契約書－別紙1－2を提出すること。)

2 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、毎月全ての業務を履行し甲による検査に合格したときは、甲の指示する証拠書類を添付した請求書を翌月10日までに官署支出官鹿児島労働局長（以下「官署支出官」という。）に提出し、代金の請求を行うものとする。

2 官署支出官は、適正な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に指定された金融機関に振り込むものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに對価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨て）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154

号) 第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償)

第16条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求するこ

とができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適當と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命

令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前項前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償責任)

第19条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、甲等の提供する行政サービスの受領者（以下「受領者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が受領者等に支払いを命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びに訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。
- 3 甲は、乙が本契約に基づいて行う業務により生じた人体又は財物等の損害等については、賠償の責を負わないものとする。

(解除)

第20条 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に重大な支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき

- (2) 相当な理由がなく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき
 - (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき
 - (5) 著しい納期の延期があったとき
 - (6) 第27条に規定する瑕疵が重大で契約の目的を達することができないとき、又は同条に定める甲の請求に応じないとき
 - (7) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (8) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき
 - (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - (10) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
 - (11) 解散の決議をしたとき
 - (12) 競争参加資格に反する事実が明らかになったとき
 - (13) 法令に反する事実が明らかになったとき
- 2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する金額を違約として請求できるものとする。
- 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、前項の金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、前条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 6 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。
- (属性要件に基づく契約解除)
- 第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第21条、第22条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じた金額（一部

解除の場合は、解除部分に相当する代金) の100分の10の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受け又は送検されたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(履行内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

第30条 甲は、第9条に規定する検査に合格した後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（形態又は内容については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。

一 甲の選択に従い、甲に指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、履行内容の是正、改善を行うこと。

二 直ちに代金の減額を行うこと。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り、若しくは重大な過失により知らなかった場合、または契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した場合においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第31条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(法律、規格等の遵守)

第32条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争等の解決方法)

第33条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第13条、第15条、第16条、第17条、第12条、第19条、第20条第2項、第23条、第25条、第29条、第30条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表取締役

下記のとおり委託業務を完了しましたので、報告します。あわせて、下記業務に従事した労働者に対して、鹿児島県の最低賃金以上の額を支払うことを報告いたします。

記

1 業務名 令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

2 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 稼働日数

- | | |
|-------------|---|
| ・鹿児島公共職業安定所 | 日 |
| ・鹿屋公共職業安定所 | 日 |
| ・国分公共職業安定所 | 日 |
| ・伊集院公共職業安定所 | 日 |

業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商 号
代表取締役

下記のとおり委託業務を完了しましたので、報告します。あわせて、下記業務に従事した労働者に対して、鹿児島県の最低賃金以上の額を支払うことを報告いたします。

記

1 業務名 令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）

2 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 稼働日数

- ・鹿児島公共職業安定所 日
- ・鹿屋公共職業安定所 日
- ・伊集院公共職業安定所 日

* 1か月分の業務終了後に作成し、鹿児島労働局総務部総務課へ提出すること。

令和8年度 駐車場管理業務（鹿児島公共職業安定所外3所）仕様書

鹿児島労働局

1 業務実施場所

（1）鹿児島公共職業安定所敷地内駐車場及び借上げ駐車場並びに周辺の市道

- ①鹿児島公共職業安定所（鹿児島市下荒田1丁目43番28号）及び周辺の市道
②借上げ駐車場（鹿児島市錦江町2-2）及びその周辺の市道

重点箇所（仕様書一別紙1鹿児島公共職業安定所地図参照）

- ・鹿児島公共職業安定所車両出入り口
- ・専用借り上げ駐車場周辺道路
- ・専用借り上げ駐車場敷地内（内部誘導）

（2）鹿屋公共職業安定所敷地入口及び周辺の道路並びに借上げ駐車場及び周辺の道路

- ①鹿屋公共職業安定所（鹿屋市北田町3番3-11号1階）

※敷地内は障害者専用駐車場のみ

- ②借上げ駐車場（鹿屋市北田町6）

重点箇所（仕様書一別紙1鹿屋公共職業安定所地図参照）

- ・竹中月極駐車場車両出入り口
- ・借上げ駐車場車両出入り口
- ・鹿屋公共職業安定所から借上げ駐車場までの近辺の道路

（3）国分公共職業安定所敷地内駐車場及び臨時駐車場並びに周辺の道路

- ①国分公共職業安定所（霧島市国分中央1丁目4-35）及び周辺の道路

- ②臨時駐車場（市民駐車場）（霧島市国分中央3丁目1160番地1）

重点箇所（仕様書一別紙1国分公共職業安定所地図参照）

- ・国分公共職業安定所車両出入り口
- ・臨時駐車場（市民駐車場）周辺

（4）伊集院公共職業安定所敷地内駐車場及び臨時駐車場並びに周辺の市道

- ①伊集院公共職業安定所（日置市伊集院町大田825-3）

- ②臨時駐車場（日置市伊集院町大田802）

重点箇所（仕様書一別紙1伊集院公共職業安定所地図参照）

- ・伊集院公共職業安定所敷地内駐車場敷地内及び臨時駐車場（内部誘導）
- ・伊集院公共職業安定所敷地内駐車場及び臨時駐車場車両出入り口
- ・伊集院公共職業安定所敷地内駐車場及び臨時駐車場周辺の市道

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※国分公共職業安定所については、移転予定のため、令和8年11月20日までの期間とする。

3 配置人員

鹿児島公共職業安定所は4名とする。（うち2名以上は交通誘導警備の有資格者を配置するものとする。）

※ただし、繁忙期である4月、5月、6月、1月については、5名配置し、3名以上有資格者を配置するものとする。

鹿屋公共職業安定所は2名とする。（うち1名以上は交通誘導警備の有資格者を配置するものとする。）

国分公共職業安定所は1名とするが、令和8年4月1日から同年6月30日までにおいては2名とする。（うち1名以上は交通誘導警備の有資格者を配置するものとする。）

伊集院公共職業安定所は1名とする。（交通誘導警備の有資格者を配置するものとする。）

警備員の配置については、警備業法及び業務履行に関する全ての法律、規則等を遵守し、適正な配置を行うこと。

4 鹿児島公共職業安定所・鹿屋公共職業安定所における稼働日

仕様書一別紙2令和8年度駐車場管理業務委託料稼働日カレンダー（鹿児島・鹿屋）に従い、警備員を配置する。

常駐時間帯は次のとおりとする。

〈鹿児島公共職業安定所〉

8時00分から17時30分まで。

※ただし、繁忙期である4月、5月、6月、1月については、7時30分から17時30分までとする。

〈鹿屋公共職業安定所〉

8時15分から16時45分まで。

5 伊集院公共職業安定所における稼働日

原則として、仕様書一別紙3令和8年度駐車場管理業務委託料稼働日カレンダー（伊集院）に従い、警備員を配置する。ただし、年間の稼働回数は不变であるが各月、曜日の変更は有りうる為、安定所職員と打ち合わせることとする。

常駐時間帯は次のとおりとする。

〈伊集院公共職業安定所〉

13時00分から16時00分まで。

6 国分公共職業安定における稼働日

仕様書別紙一別紙4令和8年度駐車場管理業務委託料稼働日カレンダー（国分）に従い、警備員を配置する。

常駐時間帯は次のとおりとする。

〈国分公共職業安定所〉

8時30分から17時00分まで。

7 必要資格

鹿児島県公安委員会認定による警備業法の資格を有し、交通誘導警備の資格を有する警備員を常時雇用していること。

8 業務内容

上記1の駐車場の管理業務及び周辺道路での交通整理・誘導（駐車場清掃を含む）並びに鹿児島公共職業安定所の借上げ駐車場に設置された仮設トイレへの水の補給。

9 業務の具体的な内容

（1）鹿児島公共職業安定所に係る事項

鹿児島公共職業安定所においては、来所者等の車両（以下「来所車両」という。）が駐車場に円滑に駐車できるように駐車場出入口で誘導するとともに、市道において来所車両が交通障害を発生させないように指導、誘導を行う。特に、市道のうち道路交通法令（以下「法令」という。）で駐停車が禁止されている箇所（信号、車庫等の近辺）に駐停車している来所車両の運転者に対して、法令の遵守、近隣の民間有料駐車場の案内、公共交通機関の利用等を丁重に助言することにより市道における交通障害の発生を極力防止する。

加えて、駐車場内においては、利用者に応じた車両誘導（例：車椅子利用者の場合は隣の車両との間隔を十分に空ける、駐車場の利用状況に応じて庁舎入口に近いスペースに駐車させる等）を行うこと。

上記業務における交通誘導によって、来所車両の車列が分断される市道上の箇所（信号、車庫等の近辺）への車両の割り込みを防止し、来所者の駐車場利用の公平を図る。

また、来所車両への指導・誘導に伴う来所者からの苦情等については、落札者により誠実に対応すること。併せて、来所者等との私語等は慎み業務に専念すること。

ア 鹿児島公共職業安定所敷地内駐車場（下荒田）

（ア）清掃作業

上記4の時間帯のうち、車列の発生がなく交通誘導の必要のない時には、障害者等駐車スペース（敷地内駐車場）及び駐輪場並びに駐車場と隣接している歩道に、降灰、落葉、動物の糞、ごみ屑がある場合は、これらの清掃作業を実施する。また、ハローワーク前の歩道にあるごみ置き場のごみが周辺に散乱している場合は、これらの清掃作業を実施する。なお、清掃後のごみ袋は庶務課が引き取るが、ほうき及び塵取り並びにごみ袋等の清掃作業の道具は、落札者により準備すること。

（イ）鉄柱ポール等

夜間等の外部車両の進入を防ぐために鉄柱ポールが設置してあることから、8時00分（ただし、繁忙期である4月、5月、6月、1月については7時30分）の時点で鉄柱ポールを地中へ下げ、17時30分の時点で鉄柱ポールを地中から引き上げること。

なお、鉄柱ポールには鎖を取付けていることから、8時00分（ただし、繁忙期である4月、5月、6月、1月については7時30分）の時点で鉄柱ポールから外し、17時30分

の時点で鉄柱ポールへの取付け作業を行うこと。

また、17時30分の時点で、障害者等駐車スペースに来所車両が駐車している場合は、鉄柱ポールを地中から引き上げないこと。併せて、来所車両に対して、「お帰りの際は、鉄柱ポールを地中から引き上げください。」等の貼紙等は、絶対に行わず、庶務課の職員へ報告すること。

(ウ) 敷地内駐車場への駐車を認める場合等

障害者、足腰の不調等により借上げ駐車場との往復が困難であることを申し出た方、妊娠婦、幼児と来所された方とする。

上記の方が敷地内駐車場の利用を希望された場合、手帳等の証明できるものを所持しているなくても、本人からの申し出のみで敷地内駐車場の利用を認めて差し支えないものとする。

上記以外の方から駐車の申し出があった場合、丁重に事情を説明のうえ、借上げ駐車場（錦江町）への案内を行うこと。この場合、短時間の用務による来所者であっても同様とする。

ただし、物品等の搬入を行う業者、または庁舎の修理工事を行う業者等の車両（以下「業者車両」という。）については、作業効率の観点から庶務課において特別に駐車を許可することがある。その場合、業者車両運転手がその旨を申し出るため、障害者等駐車スペース奥のスペースに駐車させること。

なお、満車等により敷地内駐車場への駐車が困難な場合は、庶務課へ連絡し指示を仰ぐこととする。

イ 鹿児島公共職業安定所借上げ駐車場（錦江町）

(ア) 清掃作業

上記4の時間帯のうち、車列の発生がなく交通誘導の必要のない時には、駐車場と隣接している歩道及び駐車場に、降灰、落葉、動物の糞、ごみ屑がある場合は、これらの清掃作業（簡易な除草作業を含む）を実施する。また、清掃後のごみ袋は庶務課が引き取るが、ほうき及び塵取り並びにごみ袋等の清掃作業の道具は、落札者により準備すること。

(イ) 駐車場コーン

隣接する月極駐車場への侵入及び通り抜けを禁止するための駐車場コーンが用意してあるので、その配置・片付け等を行う。強風等によりコーンが飛ばされる恐れがある場合、近隣への迷惑とならないよう一時的に退避させる等の対策を講じること。

(ウ) 仮設トイレ

仮設トイレへの水の補給を行う。補給の際は、鹿児島公共職業安定所において補給用のタンクを無償で貸与し、補給用の水も無償で提供する。

(エ) 看板・簡易フェンス等

駐車場入口等に設置してある看板やフェンス等について、利用者や近隣住民等へ支障がないよう適切に管理を行うこと。特に、台風が接近している場合等には一時的に退避するなどの対策を講じること。

（2）鹿屋公共職業安定所、国分公共職業安定所に係る事項

鹿屋公共職業安定所、国分公共職業安定所においては、来所者の車両（以下「来所車両」という。）が駐車場に円滑に駐車できるように駐車場出入口で誘導するとともに、市道において来所車両が交通障害を発生させないように指導、誘導を行う。特に、市道のうち道路交通法令（以下「法令」という。）で駐停車が禁止されている箇所（信号、車庫等の近辺）に駐停車している来所車両の運転者に対して、法令の遵守、近隣の民間有料駐車場の案内、公共交通機関の利用等を丁重に助言することにより市道における交通障害の発生を極力防止する。

上記業務における交通誘導によって、来所車両の車列が分断される市道上の箇所（信号、車庫等の近辺）への車両の割り込みを防止し、来所者の駐車場利用の公平を図る。

上記4の時間帯のうち、車列の発生がなく交通誘導の必要のない時には、駐車場清掃作業（降灰の影響がある場合にはその清掃を含む）を実施する。なお、清掃後のごみ袋は庶務課が引き取るが、ほうき及び塵取り並びにごみ袋等の清掃作業の道具は、落札者により準備すること。

また、来所車両への指導・誘導に伴う来所者からの苦情等については、落札者により誠実に対応すること。併せて、来所者等との私語等は慎み業務に専念すること。

（3）伊集院公共職業安定所に係る事項

伊集院公共職業安定所においては、安定所来所者（13時30分から約2時間行なわれる説明会出席者及び一般利用者）の車両（以下「来所車両」という。）が駐車場に円滑に駐車できるように駐車場出入口で誘導するとともに、道路において来所車両が交通障害を発生させないように指導、誘導を行う。道路交通法令（以下「法令」という。）で駐停車が禁止されている箇所（信号、車庫等の近辺）に駐停車している来所車両の運転者に対して、法令の遵守、近隣の民間有料駐車場の案内、公共交通機関の利用等を丁重に助言することにより市道における交通障害の発生を極力防止する。

上記業務における交通誘導によって、来所車両の車列が分断される市道上の箇所（信号、車庫等の近辺）への車両の割り込みを防止し、来所者の駐車場利用の公平を図る。

また、来所車両への指導・誘導に伴う来所者からの苦情等については、落札者により誠実に対応すること。併せて、来所者等との私語等は慎み業務に専念すること。

10 その他

- （1）仕様書等についての疑義は、必ず入札書提出時までに解消しておくこと。
- （2）落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （3）仕様書等に示されていない事項及び業務遂行中に生じた疑義については、双方協議のうえ決定する。
- （4）本業務の全部を第三者（会社法に規定する子会社を含む。）に委託することはできない。なお、本業務の一部を再委託する場合には、事前に所定の様式により再委託承認申請を行い、発注者の承認を得ること。

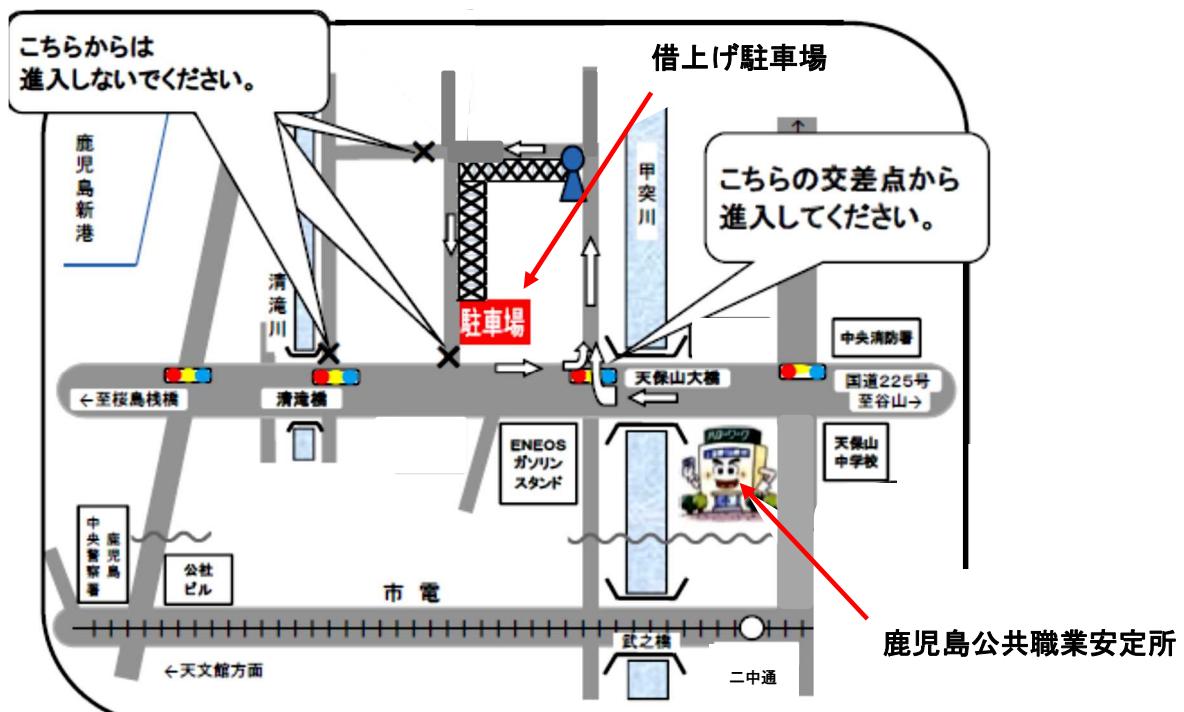
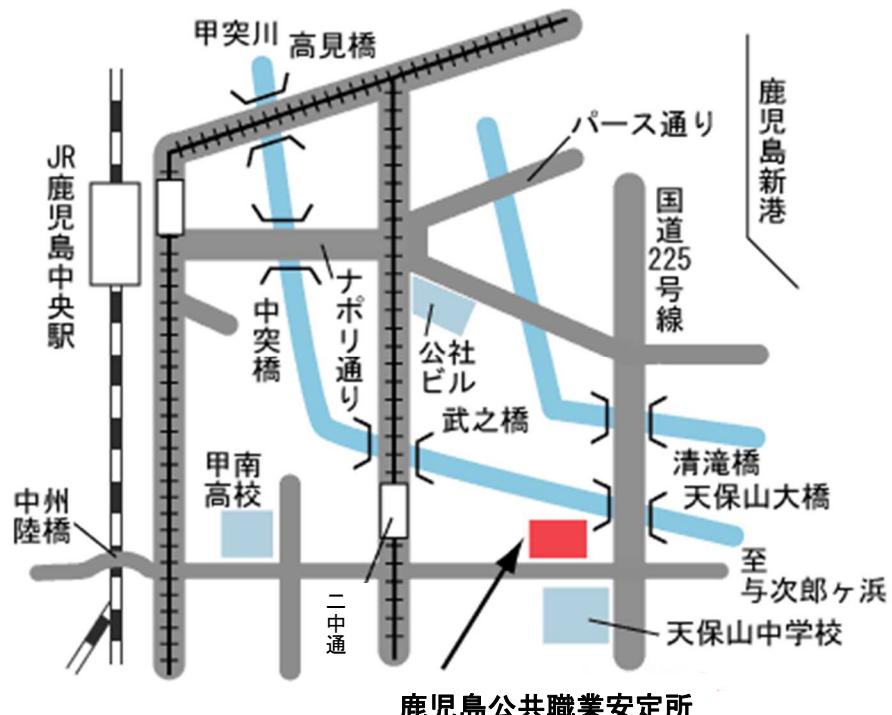
- (5) 契約内容の履行確認等のため、定期的に当労働局職員との打合せを行うこと。
- (6) 契約内容の不履行等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 電話番号：099-223-8275
- (7) 契約内容の履行確認のため、発注者は定期的な現場の巡回や、作業報告書等の確認を行うこととしているため、落札者は発注者からサンプル検査等の要請があった場合、履行を客観的に証明する資料（作業報告書や写真等）を提出すること。
- (8) 本業務の履行に当たっては、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守し、労働関係法令違反が発生しないようにすること。

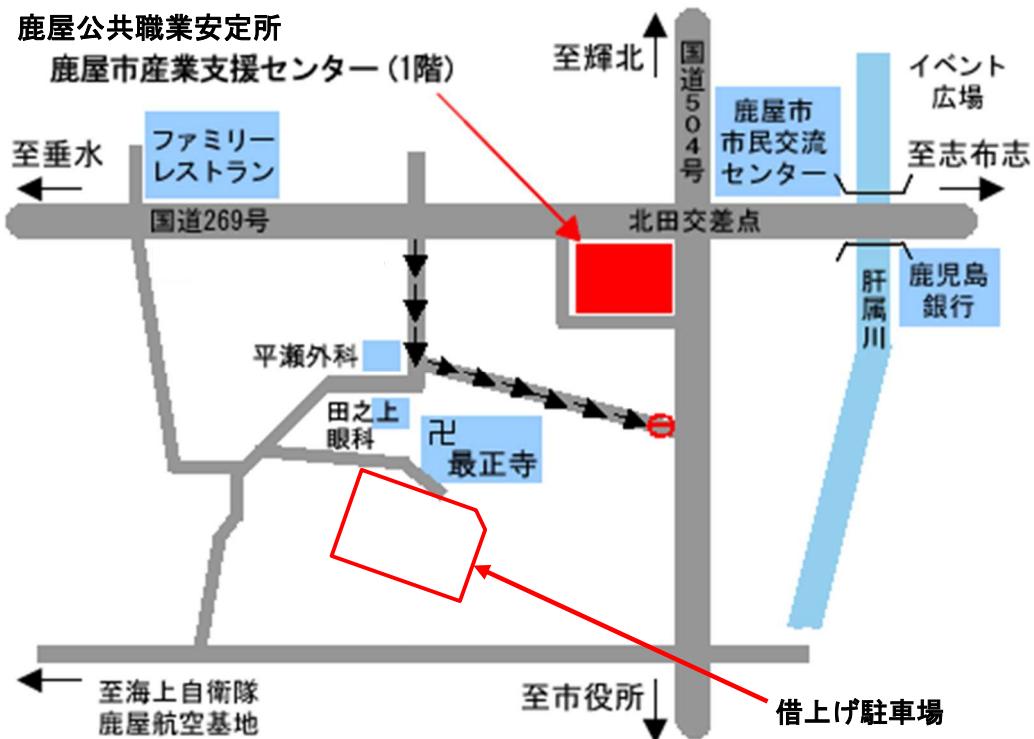
特に、夏季においては、配置する警備員の熱中症対策として必要な措置を講じること。

なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

鹿児島公共職業安定所



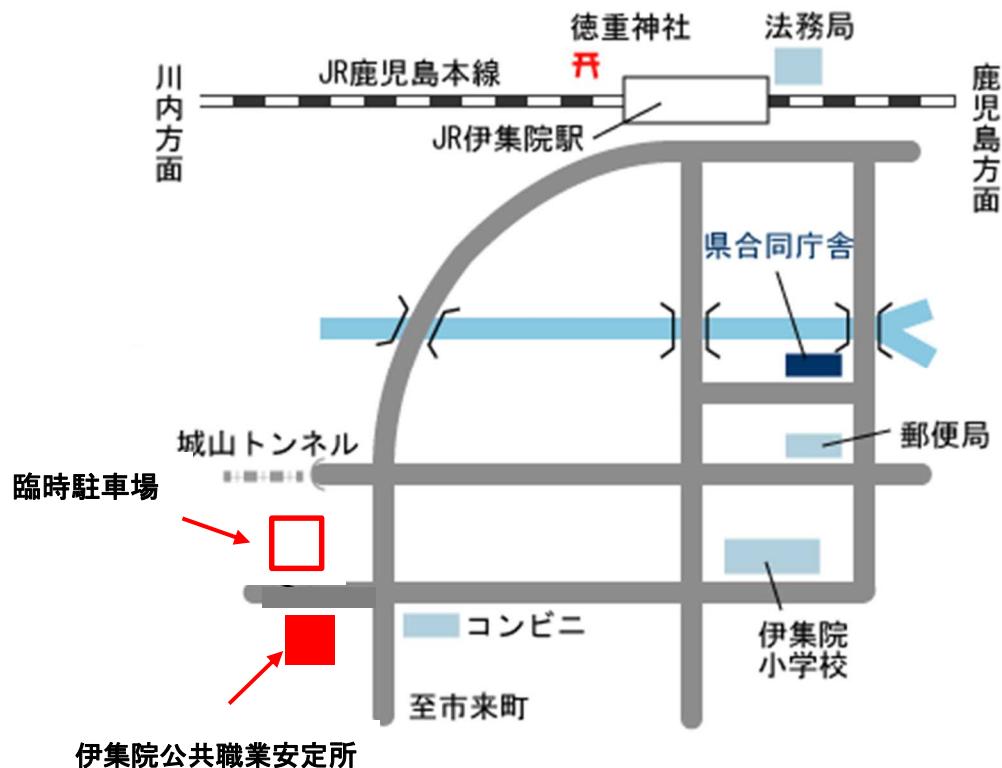
鹿屋公共職業安定所



國分公共職業安定所



伊集院公共職業安定所



令和8年度 駐車場管理業務委託料 稼働日カレンダー
(鹿児島・鹿屋)
※ ■ 色つきの日が稼働日(赤字は閉庁日)

月	日	月	火	水	木	金	土
4			1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

計 21 日

月	日	月	火	水	木	金	土
10				1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

計 21 日

月	日	月	火	水	木	金	土
5					1	2	
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 18 日

月	日	月	火	水	木	金	土
11			1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

計 19 日

月	日	月	火	水	木	金	土
6			1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

計 22 日

月	日	月	火	水	木	金	土
12			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

計 20 日

月	日	月	火	水	木	金	土
7			1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

計 22 日

月	日	月	火	水	木	金	土
1			1	2			
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 19 日

月	日	月	火	水	木	金	土
8			1				
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

計 20 日

月	日	月	火	水	木	金	土
2			1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

計 18 日

月	日	月	火	水	木	金	土
9			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

計 19 日

月	日	月	火	水	木	金	土
3			1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

計 22 日

合計 241 日

令和8年度 駐車場管理業務委託料 稼働日カレンダー
(伊集院)

※ ■ 色つきの日が稼働日(赤字は閉庁日)

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
4	5	6	7	8	9	10	11
月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

計 9 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
10		4	5	6	7	8	9
月	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
5	3	4	5	6	7	8	9
月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 7 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
11		8	9	10	11	12	13
月	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12	13
月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
12		6	7	8	9	10	11
月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
7	5	6	7	8	9	10	11
月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

計 5 日

	日	月	火	水	木	金	土
1		3	4	5	6	7	8
月	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	
8	2	3	4	5	6	7	8
月	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
2		7	8	9	10	11	12
月	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

計 4 日

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
9	6	7	8	9	10	11	12
月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

計 5 日

	日	月	火	水	木	金	土
		7	8	9	10	11	12
3		14	15	16	17	18	19
月	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

計 5 日

合計 59 日

令和8年度 駐車場管理業務委託料 稼働日カレンダー
(国分)

※ ■ 色つきの日が稼働日(赤字は閉庁日)

	日	月	火	水	木	金	土
4			1	2	3	4	
月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

計 21 日

	日	月	火	水	木	金	土
10				1	2	3	
月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

計 21 日

	日	月	火	水	木	金	土
5					1	2	
月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 18 日

	日	月	火	水	木	金	土
6			1	2	3	4	5
月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

計 22 日

	日	月	火	水	木	金	土
7				1	2	3	4
月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	

計 22 日

	日	月	火	水	木	金	土
8					1		
月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

計 20 日

	日	月	火	水	木	金	土
9			1	2	3	4	5
月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

計 19 日

	日	月	火	水	木	金	土
10				1	2	3	
月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

計 21 日

	日	月	火	水	木	金	土
11			1	2	3	4	5
月	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

計 14 日

	日	月	火	水	木	金	土
12				1	2	3	4
月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

計 0 日

	日	月	火	水	木	金	土
1					1	2	
月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						

計 0 日

	日	月	火	水	木	金	土
2			1	2	3	4	5
月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28						

計 0 日

	日	月	火	水	木	金	土
3			1	2	3	4	5
月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

計 0 日

合計 157 日

入札説明書受領通知書

鹿児島労働局総務部総務課 会計第1係 中島 行

メールアドレス:nakashima-daisuke.5z1@mhlw.go.jp

入札件名	令和8年度 駐車場管理業務(鹿児島公共職業安定所外3所)	
入札参加方法 (いずれかに○を付けてください)	電子調達システム	紙入札
入札説明書受領日	令和 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者連絡先		
MAIL		
備考		

※ 入札説明書を当局ホームページからダウンロードされた方は、本票を作成の上、上記宛先へ提出してください。

※ 本票は、本件入札に関して連絡を行う必要が生じた際の連絡先の確認のためのものです。

※ 入札説明書をWord・Excelデータでの提供を希望される場合は、備考欄に、メールアドレスを記入した上で、入札説明書のWord・Excelデータの提供を希望する旨記入してください。

※ 上記のメールアドレスの@以降の記載は、アルファベットの小文字で「エムエイチエルダブリュードットジーオードットジエイピー」となります。